

令和8年度福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

B-02 訪問系サービスの指導方針

福岡市福祉局障がい者部
障がい在宅福祉課
訪問サービス指導係

訪問系サービスの指導方針

I 運営指導

障がい福祉サービス事業者等には事前に「自己点検表」を作成していただき、市はこれを参考に関係書類を閲覧し、管理者等の関係者と面談のうえ、指定基準や報酬告示の遵守状況について、実地にて指導します。

(1) 対象事業所

全ての障がい福祉サービス事業所を対象として行いますが、重点的かつ効果的な指導を行う観点から、次の基準に基づいて選定を行います。

- ① 指定の有効期間内に一度も運営指導を行っていない事業所
- ② 新規指定後、間もない事業所
- ③ その他、運営指導を行うことが適当と認められる事業所

(2) 実施通知

事前に、運営指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、準備すべき書面等を記載した実施通知を交付します。通常は概ね2週間前に通知しますが、実施日の当日に連絡し、抜き打ち的に運営指導等を行う場合もあります。

(3) 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、当日口頭で改善を指摘し、後日文書により指導結果を通知します。

(4) 改善報告書の提出

文書により指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求めます。

また、介護給付費等に関し請求誤りがあった場合は、併せて介護給付費等に関する請求誤り結果報告書と過誤申立書の提出も求めます。

2 前年度の運営指導及び監査の状況

(1) 実施事業所数 運営指導 65 件、監査 2 件

(2) 運営指導における指摘件数 文書指摘 延べ■件、口頭指摘 延べ■件

3 過去の運営指導における主な指摘事例

(1) 人員に関する基準

①従業者の員数等

- ・常勤換算 2.5 を満たしていなかった。
- ・無資格の従業者により、サービスを提供させていた。
※有資格者とともにその一部を行う場合であっても、認められません。
- ・県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けていない者が喀痰吸引や経管栄養の支援を行っていた。

②変更届

- ・管理者、サービス提供責任者等の変更について、変更届が提出されていなかった。

(2) 運営に関する基準

①内容及び手続の説明及び同意

- ・契約書、重要事項説明書等について、書面の日付や緊急連絡先が未記入であった。
- ・書面による契約書、重要事項説明書等について、事業者代表者印や利用者印の押印がなかった。
- ・契約書、重要事項説明書で実施するサービス内容に、指定を受けていないものを記載していた。

②提供拒否の禁止

- ・利用申込受付簿等に、利用申込を断った理由を記録していなかった。

③受給資格の確認

- ・特例的に認めているサービス内容について、受給者証の確認を怠り、特例的承認期間終了後に引き続きサービスを提供していた。

④心身の状況等の把握

- ・個別支援計画の作成にあたり、アセスメントに係る記録が作成されていなかった。

⑤身分を証する書類の携行

- ・従業者に身分を証する書類を携行させていなかった。

⑥サービスの提供の記録

- ・サービス提供記録をサービス提供の都度作成せず、後日一括して作成していた。
- ・通院等介助、同行援護等の移動に係る支援の記録（目的地、移動経路、移動手段、控除時間等）が時系列に記載されていなかった。
- ・サービス実施記録及びサービス提供実績記録に、利用者の確認を受けていなかった。
- ・喀痰吸引を行っているにもかかわらず、記録に残していなかった。

⑦介護給付費等の額に係る通知等

- ・代理受領を行っているにもかかわらず、利用者に通知を交付していなかった。

⑧個別支援計画の作成

- ・個別支援計画が未作成のまま、週間計画などによりサービス提供を行っていた。
- ・個別支援計画の作成をサービス提供責任者以外の者が行っていた。
- ・計画相談支援事業所から「サービス等利用計画」を取り寄せないまま、「サービス等利用計画案」だけで個別支援計画を作成していた。
- ・長期間にわたり、個別支援計画の見直し（モニタリング）が行われていなかった。
- ・個別支援計画を指定計画相談支援又は障がい児相談支援を行う事業者に交付していなかった。
- ・行動援護において、「支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙」の内容が不十分なうえ、「行動援護計画」が別立てで作成されていなかった。

⑨運営規程

- ・虐待の防止のための措置に関する事項（ア_虐待の防止に関する担当者の選定、イ_成年後見制度の利用支援、ウ_苦情解決体制の整備、エ_従業者に対する研修の実施、オ_虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等）が定められていなかった。

⑩勤務体制の確保

- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていなかった。
- ・労働基準法第34条第1項の規定に沿った休憩時間を従業員に適切に与えていなかった。

⑪業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時における「業務継続計画」が作成されていなかった。また、必要な研修や訓練の記録が作成されていなかった。

⑫衛生管理等

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催（概ね6月に1回以上）がなされていなかった。

- ・従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的開催（年1回以上）が行われていなかった。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の記録が作成されていなかった。

⑬身体拘束等の禁止

- ・身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、年1回の開催が行われていなかった。
- ・従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施されていなかった。

⑭苦情解決

- ・苦情の記録、改善に向けた取組みや体制図に関する記録が作成されていなかった。

⑮事故発生時の対応

- ・事故対応マニュアル等が作成されていなかった。

⑯虐待の防止

- ・虐待防止委員会の設置や開催及びその結果の従業員への周知徹底、研修の実施、虐待防止担当者の配置等を行っていなかった。

⑰記録の整備

- ・利用者に対するサービス提供に関する諸記録について、サービスを提供した日から5年間の保存がなされていなかった。

（３）報酬の算定に関する事項

①関係書類の不一致

- ・サービス実施記録とサービス提供実績記録について、両者のサービス提供時間が一致しなかった。

②控除

- ・病院受診時、診察室内の介助を行っていない時間を控除していなかった。
（適切なアセスメントを行ったうえで、真に必要な場合は報酬算定可能な場合もあります。
詳細は「B-01「訪問系サービスに関するサービス内容等」Ⅲ-3（3）通院時の介助」を参照ください。）
- ・通院等介助において、自動車を運転して利用者を乗せて通院させていたが、運転中の時間を控除せずに報酬算定していた。

③報酬算定

- ・利用者以外も利用する共有スペースの掃除を行った時間も含め報酬算定していた。
- ・居宅介護の同一敷地内建物減算の対象となるものを減算していなかった。
- ・単なる見守りなど身体介護でないサービスについて、報酬算定していた。
（危険行為防止等のために見守りを行う場合は、報酬算定可能。ただし、アセスメントシート及び個別支援計画にその必要性の記載が必要。）
- ・活動記録、実績記録票、介護給付費明細書で内容が一致していなかった。

④特定事業所加算

- ・サービス提供前に行う利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の文書等による伝達について、前回のサービス提供時の状況など必要な事項に係るサービス提供責任者から従業員への伝達を実施していなかった。
- ・加算の認定時から従業員が変更となり、人材要件を満たさない状況となっていたにもかかわらず、加算を算定していた。

(4) その他

- ・移動支援の実施記録について、時系列に記載されておらず、目的地（用件等）、移動経過、移動手段、控除時間等が記録されていなかった。
- ・移動支援の個別支援計画作成に必要なアセスメントが不十分であった。

4 今年度の運営指導

(1) 計画数 約 120 事業所

(2) 重点項目

- ・過去の運営指導の結果、文書により指導を行った項目。
- ・特定事業所加算の取得事業所に対しては、体制要件、人材要件の適合状況。

◆ 年1回は「自己点検表」による点検を行ってください ◆

事務の間違いを防ぐためにも、書類等の作成・保管は適切に行ってください。
また、年1回は「自己点検表」を作成し、指定基準や報酬算定の確認を行ってください。
自己点検表は、福岡市ホームページに掲載しています。

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>福祉・障がい者
>福祉事業者に関すること
>事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）
>事業者向け（障がい福祉サービス等）
5 自己点検表、事業所運営にかかる届出・報告等の各種様式